

## 仙北市告示第86号

### 指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第157条の2の規定による指定納付受託者の指定について、仙北市財務規則（平成17年規則第38号。以下「規則」という。）第41条の4第3項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定し、かつ規則第41条の4第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

仙北市長 田口 知明



#### 1 指定納付受託者の指定を受けた者

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
株式会社秋田ジェーシービーカード	秋田県秋田市大町二丁目4番44号
株式会社秋田国際カード	秋田県秋田市大町一丁目3番8号

#### 2 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 市県民税（普通徴収により徴収するものに限る。）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税（普通徴収により徴収するものに限る。）
- (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収により徴収するものに限る。）
- (6) 保育料
- (7) 育英奨学資金貸付金
- (8) 前各号に掲げるほか、令第158条第1項各号に定める使用料、手数料、賃貸料、物品売払収入、寄附金又は貸付金の元利償還金に該当し、規則第34条に規定する納入通知書により収納を行うもの

#### 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで